

市町村意見に対する考え方

都市計画 区域名	意見の主な内容	意見に対する考え方
県北	<p>【伊達市】</p> <p>1 伊達市単独の都市計画区域を設定し、区域区分は定めない</p> <p>・単独の都市計画区域設定について 市町村合併に伴い、県北と霊山の二つの都市計画区域が併存し、都市計画の運用上、大変苦慮している。 新市建設計画の推進、東日本大震災からの復旧・復興のため、伊達市の実情に即した特色ある独自の新たなまちづくりを行うべく、福島市を中心とした考え方の県北都市計画区域からの離脱と新たな伊達市単独の都市計画区域の設定を強く求める。</p> <p>・区域区分について 伊達市の人口規模、開発圧力等を勘案し、類似自治体並みの区域区分を定めない事が妥当。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>・単独の都市計画区域設定について 合併後の行政区域が複数の地理的に離れた都市計画区域である場合には、地理的・社会的条件や開発動向など地域の実態を十分検証するとともに、住民の意見や審議会等の意見も反映しながら、あくまで実質的に一体の都市として整備、開発及び保全を行うことがふさわしいかどうか総合的・客観的に判断しています。</p> <p>県北都市計画区域においては、国道4号や鉄道等が南北の連携を担う主要な交通軸であり、空間的な結びつきが強いことや、通勤・通学、高度医療機関への通院等、社会的にも隣接市町とのつながりが強いことから、伊達市を含め実質上一体の都市計画区域と考えます。</p> <p>一方、霊山都市計画区域は、豊かな自然に囲まれた地域であることから、それらを活かした、まちづくりが必要であり、また、地理的にも一体の都市として整備することは困難であることから、県北都市計画区域とは異なる区域と考えます。</p> <p>・区域区分について 近年、人口は減少局面に入っており、この傾向は今後加速するものと予想されますが、県北都市計画区域においては、広域的な都市機能の集積による開発圧力や郊外への無秩序な市街地拡大が引き続き懸念されます。</p> <p>市街地の周辺には優良な農地が広がり、豊かな自然環境、良好な景観を構成する要素になっており、これらの自然環境と調和した土地利用を図るとともに、既存の社会資本を生かした少子高齢社会に十分対応できる計画的で効率的、かつ都市機能が集約された市街地形成を図るため、引き続き、適正な土地利用規制（区域区分）は必要と考えます。</p>

	<p>2 伊達市堂ノ内地区について流通業務地から「多機能型複合商業施設地区」と変更すること。</p> <p>東北中央自動車道と国道4号が交差する堂ノ内地区に設定されるインターチェンジ付近には、行政機能の一部や子育て支援施設、福祉施設などを含む多機能型複合商業施設を計画しており、伊達市の新たなまちづくりとして、また、復興の拠点となるものであり、市民はもとより、県民の多くが待ち望むまちづくりとなり得る。</p> <p>消費の県外流出に歯止めをかけるとともに、県北地方での新たな雇用が見込めること、さらには、交流人口の増加や物販などによる地域における産業経済や地域活性化など、県としても大きな波及効果が期待できる施設。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>伊達市堂ノ内地区は、市街化調整区域内に位置し、市街化を抑制する地区です。</p> <p>人口減少や少子高齢社会の進展が見込まれる中、市街地拡大を抑制し持続可能な集約型の都市の実現という方針については、震災後のまちづくりにおいても変わりません。</p> <p>一方、当該地区は国道4号沿線や東北中央自動車道のインターチェンジ設置が予定されるなど、交通の利便性が高いことから、沿道の土地利用を図るため、市街地が周辺に拡大するおそれのない流通業務地として検討を行うものとしています。</p> <p>当該マスタープランに「多機能型複合商業施設地区」を位置づけることについて、当該施設の立地が広域的に影響すると見込まれる場合には、周辺市町村の理解が必要と考えます。</p>
<p>霊山</p>	<p>【伊達市】</p> <p>1 伊達市単独の都市計画区域を設定すること。</p> <p>市町村合併に伴い、県北と霊山の二つの都市計画区域が併存し、都市計画の運用上、大変苦慮している。</p> <p>新市建設計画の推進、東日本大震災からの復旧・復興のため、伊達市の実情に即した特色ある独自の新たなまちづくりを行うべく、新たな伊達市単独の都市計画区域の設定を強く求める。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>合併後の行政区域が複数の地理的に離れた都市計画区域である場合には、地理的・社会的条件や開発動向など地域の実態を十分検証するとともに、住民の意見や審議会等の意見も反映しながら、あくまで実質的に一体の都市として整備、開発及び保全を行うことがふさわしいかどうか総合的・客観的に判断しています。</p> <p>県北都市計画区域においては、国道4号や鉄道等が南北の連携を担う主要な交通軸であり、空間的な結びつきが強いことや、通勤・通学、高度医療機関への通院等、社会的にも隣接市町とのつながりが強いことから、伊達市を含め実質上一体の都市計画区域と考えます。</p> <p>一方、霊山都市計画区域は、豊かな自然に囲まれた地域であることから、それらを活かした、まちづくりが必要であり、また、地理的にも一体の都市として整備することは困難であることから、県北都市計画区域とは異なる区域と考えます。</p>
<p>二本松本宮</p>	<p>【本宮市】</p> <p>(都)重石上山田線は、概ね10年以内に実施を予定する路線であるため、主要な施設の整備目標に追加してほしい。</p>	<p>ご意見のとおり反映します。</p>

都市計画 区域名	意見の主な内容	意見に対する考え方
県中	<p>【須賀川市】</p> <p>1 P23 主要な施設の整備目標の(都)北 向狐石線については、平成 25 年度中に事 業完了予定のため削除願います。</p> <p>2 附図 6 にある「須賀川地方保健環境 組合斎場」は建築基準法第 51 条ただし書 許可施設であり、都市計画決定された施 設ではないため削除することが望ましい と思われます。</p> <p>【鏡石町】</p> <p>1 平成 22 年を基準としているが、平成 26 年になり平成 32 年まで 6 年、各所に記 載されている「概ね 10 年後」の文言には 無理が生じている。東日本大震災に伴う 策定期間の変更についての記載が必要と 感じる。</p> <p>2 「都市を取り巻く状況は、人口減少」 とあるが、郡山市、鏡石町は現状維持も しくは微増。須賀川市については平成 17 年の合併から約 2 千 5 百人の減少である。 津波被災地沿岸部や過疎・中山間地域か らの人口流入の可能性もあるため、対象 地域の人口推移をグラフや表等を用い、 人口減少についての説明が必要と考 える。平成 25 年 12 月策定の鏡石町都市計 画マスタープランでは約 1 千人の人口増 加を描いている。</p> <p>3 鳥見山陸上競技場はふくしま駅伝の 中継所として、また JFL や全国高校サッ カー選手権福島県大会の決勝会場として 利用されるため、総合的レクリエーシ ョン拠点に加え、広域レクリエーション 拠点としての位置づけをお願いしたい。</p>	<p>1 ご意見のとおり削除します。</p> <p>2 ご意見のとおり削除します。</p> <p>1 原案のとおりとします。 ・「概ね 10 年後」とは、基準年（平成 22 年）の現 況を踏まえ、その 10 年後を見通したものです。 東日本大震災を踏まえた基準年の変更につい ては、震災後、人口や産業活動等に大きな動きがあり ましたが、中通り及び会津地方については、現在震 災前の状況に概ね戻りつつあることから、必要ない と考えます。</p> <p>2 原案のとおりとします。 ・将来人口フレームは、県総合計画と整合を図りな がら、震災前からの人口・世帯数の推移や、震災に よる避難者等の人口流動も考慮した上で算定してお り、将来的には人口減少が見込まれております。</p> <p>3 原案のとおりとします。 ・鳥見山公園は鏡石町の住民が総合的に利用するこ とを目的に、総合公園として都市計画決定されてお ります。また、広域レクリエーション拠点は主とし て一の市町村の区域を越える広域のレクリエーシ ョン需要を充足する施設を位置づけております。</p>
県南	<p>【矢吹町】</p> <p>「4. 土地利用に関する主要な都市計画 の決定方針 1) 主要用途の配置方針 ① 商業・業務地」において、沿道商業地に 「矢吹地区の国道 4 号及び(主)棚倉矢 吹線沿線」を追記。</p> <p>【棚倉町】 附図の修正</p>	<p>原案のとおりとします。 ・矢吹町については、矢吹駅周辺を商業業務地と位 置づけております。矢吹町の国道 4 号沿線及び(主) 棚倉矢吹線沿線については、現在の用途による土地 利用を想定しています。</p> <p>ご指摘のとおり一部訂正します。</p>